

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年8月22日

京都市長 門川 大作

京都市規則第33号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市立中学校条例の一部を改正する条例（平成20年6月20日京都市条例第12号）の施行期日は、平成20年8月26日とする。

（総合教育センター指導室東山区小中一貫校開設準備室）